

【外貨通知預金規定】

第1条(反社会的勢力との取引拒絶)

この預金口座は、第6条第3項第1号、第2号AからFおよび第3号AからEのいずれにも該当しない場合に利用することができ、第6条第3項第1号、第2号AからFまたは第3号AからEの一にでも該当する場合には、当行はこの預金口座の開設をお断りするものとします。

第2条(取扱日)

この預金は、当行の営業日であっても外国為替市場が閉鎖しているときには、払戻しができないことがあります。

第3条(預金の支払)

- (1)この預金は、預入日から7日間の据置期間経過後に利息とともに支払います。
- (2)この預金の支払にあたっては、支払日の2日前までに通知を必要とします。ただし、第6条(2)または(3)による場合を除きます。
- (3)この預金を支払うときは、当行所定の払戻請求書に届出の印章(または署名)により記名押印(または署名)してこの通帳とともに提出してください。

第4条(利息)

- (1)この預金の利息は、預入日から支払日の前日までの日数について通帳記載の利率によって計算します。
- (2)この預金を据置期間中に支払する場合、その利息は、預入日から支払日前日までの日数について支払日におけるこの預金と同一通貨の外貨普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。
- (3)この預金の付利単位は当該外貨1通貨単位とします。

第5条(取引等の制限)

- (1)この預金口座へ新規残高の預入れはできません。
- (2)この預金口座の残高の一部支払はできません。支払時は全額を支払う必要があります。
- (3)この預金口座の通帳の記帳・繰越・再発行はできません。
- (4)預金者が当行からの各種確認や資料の提出の依頼に正当な理由なく別途定める期日までに回答しない場合には、支払等の預金取引の一部を制限する場合があります。
- (5)1年以上残高のない預金口座は、取引を制限する場合があります。
- (6)日本国籍を保有せず本邦に居住する預金者は、当行の求めに応じ適法な在留資格・在留期間を保持している旨を当行所定の方法により届け出るものとします。当該預金者が当行に届け出た在留期間が超過した場合、支払等の預金取引の一部を制限することができるものとします。
- (7)当行が別途定める「当行金融サービスに対する濫用防止方針」を踏まえ、(4)の各種確認や資料の提出の依頼に対する預金者の対応、具体的な取引の内容、預金者の説明内容、およびその他の事情を考慮して、当行がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、もしくは経済制裁への抵触のおそれがあると判断した場合には、次の取引について制限を行うことができるものとします。
 - ①不相当に多額または頻繁と認められる現金での入出金取引
 - ②外国送金、外貨預金、両替取引、貿易取引等外為取引全般
 - ③当行がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、または経済制裁への抵触のリスクが高いと判断した個別の取引
- (8)(4)から(7)に定めるいずれの取引等の制限についても、預金者から合理的な説明がなされたこと等により、マネー・ローンダリング、テロ資金供与、または経済制裁への抵触のおそれが解消されたと認められる場合、当行は速やかに前(4)から(7)の取引等の制限を解除します。

第6条(預金の解約)

- (1)ご契約の対象となる財産の残高がないまま一定期間を経過した場合、当行はその他の取引状況に応じて(当行が該当の振替決済口座の使用の継続を認める場合をのぞき)、該当の口座を解約します。本条により当行が解約する場合、当行はお客さまに対して解約の通知を発送しません。
- (2)次の①から⑦のいずれかに該当した場合には、当行はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。なお、通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当行が解約の通知を届出のあった氏名、住所にあてて発信した時に通知されたものとします。
 - ①この預金口座の名義人が存在しないことが明らかになった場合または預金口座の名義人の意思によらず開設されたことが明らかになった場合
 - ②この預金の預金者が第12条第1項に違反した場合
 - ③この預金が本邦または外国の法令・規制や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められる場合
 - ④法令で定める本人確認等における確認事項、および第5条第4項で定める当行からの通知等による各種確認や提出された資料が偽りである場合
 - ⑤この預金がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると当行が認め、マネー・ローンダリング等防止の観点で当行が預金口座の解約が必要と判断した場合
 - ⑥第5条第4項から第7項に定める取引等の制限に係る事象が1年以上に渡って解消されない場合
 - ⑦①から⑥の疑いがあるにもかかわらず、正当な理由なく当行からの確認に応じない場合
- (3)次の各号の一にでも該当し、当行が取引を継続することが不適切である場合には、当行はこの取引を停止、または解約の通知をすることによりこの預金口座を解約することができるものとします。なお、通知により解約する場合には到達のいかんにかかわらず、当行が解約の通知を届出のあった氏名、住所にあてて発信した時に通知されたものとします。
 - ①預金者が口座開設申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告したことが判明した場合
 - ②本人が、次のいずれかに該当したことが判明した場合
 - A. 暴力団
 - B. 暴力団員
 - C. 暴力団準構成員
 - D. 暴力団関係企業
 - E. 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等
 - F. その他前各号に準ずる者
 - ③本人が、自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為をした場合
 - A. 暴力的な要求行為
 - B. 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - C. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - D. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当行の信用を毀損し、または当行の業務を妨害する行為
 - E. その他前各号に準ずる行為
- (4)(2)または(3)により、この預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約する場合、解約により生じた損害については、当行は責任を負いません。
- (5)この預金の通貨種類と異なる通貨(以下「異種通貨」といいます。)で支払うときは、当行計算実行時の外国為替相場により換算した当該外貨金額相当の異種通貨が補助通貨単位(補助通貨がない場合は1通貨単位)以上となるように払戻請求してください。
- (6)この預金口座から外貨現金による払戻請求があった場合に、外貨現金または当行計算実行時の外国為替相場により換算した当該外貨金額相当の日本の通貨のいずれをもって支払うかは、当行の任意とします。

第7条(外国為替相場)

この預金口座からの支払(解約の場合を含みます)の際に適用される外国為替相場は、当行計算実行時の相場とします。

第8条(差引計算等)

- (1)当行に対し弁済期の到来した債務を負担しているときは、この預金の通貨種類、期日等のいかんにかかわらず、当行はこの預金をいつでも当行所定の方法により相殺または弁済に充当することができるものとします。

(2)(1)の場合で、この預金と債務の通貨種類が異なるときには、この預金は、相殺または弁済充当時における当行所定の外国為替相場により、円貨または当行に対する債務と同一種類の通貨に換算できるものとします。

第9条(届出事項の変更等)

(1) この通帳や印章を失ったとき、または、印章、名称、住所その他の届出事項に変更があったときは、ただちに当行所定の方法により届出てください。

この届出の前に生じた損害については、当行は責任を負いません。

(2)この通帳または印章を失った場合のこの預金の元利金の支払いは、当行所定の手続きをした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また、保証人を求めることがあります。

第10条(成年後見人等の届出)

(1)家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によって届出てください。預金者の成年後見人等について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合も同様に届出てください。

(2)家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がされた場合には、直ちに任意後見人の氏名その他必要な事項を書面によって届出てください。

(3)すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がなされている場合にも、(1)および(2)と同様に届出てください。

(4)(1)から(3)の届出事項に取消または変更等が生じた場合にも同様に届出てください。

(5)(1)から(4)の届出の前に生じた損害については、当行は責任を負いません。

第11条(印鑑照合等)

払戻請求書、諸届その他の書類に使用された印影（または署名）を届出の印鑑（または署名鑑）と相当の注意をもって照合し相違ないものと認めて取扱いました。うえは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当行は責任を負いません。

第12条(譲渡、質入れの禁止)

(1)この預金、預金契約上の地位その他この取引にかかる一切の権利および通帳については、譲渡・質入その他第三者の権利の設定、もしくは第三者に利用させることはできません。

(2)当行がやむをえないものと認めて質入その他第三者の権利の設定を承諾する場合には、当行所定の書式により行ないます。

第13条(保険事故発生時における預金者からの相殺)

(1)第3条にかかわらず、当行に預金保険法の定める保険事故が生じた場合には、この預金は、その満期日が未到来であっても、当行に対する借入金等の債務と相殺する場合に限り、当該相殺額について期限が到来したもとして相殺することができるものとします。なお、この預金に、預金者の当行に対する債務を担保するため、もしくは第三者の当行に対する債務で預金者が保証人となっているものを担保するために質権等の担保権が設定されている場合にも同様の取扱いとします。

(2)前項により相殺する場合には、次の手続によるものとします。

1.相殺通知は書面によるものとし、複数の借入金等の債務がある場合には充當の順序方法を指定のうえ、通帳は適宜の場所に届出印を押印して直ちに当行に提出してください。ただし、この預金で担保される債務がある場合には、当該債務または当該債務が第三者の当行に対する債務である場合には預金者の保証債務から相殺されるものとします。

2.前号の充當の指定のない場合には、当行の指定する順序方法により充當いたします。

3.1による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当行は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができるものとします。

(3)(1)により相殺する場合の利息等については、次のとおりとします。

①この預金の利息の計算については、その期間を相殺通知が当行に到達した日の前日までとして、利率は約定利率を適用するものとします。

②借入金等の債務の利息、割引料、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当行に到達した日までとして、利率、料率は当行の定めによるものとします。また、借入金等を期限前弁済することによる損害金等は支払を要しないものとします。

(4)(1)により相殺する場合の外国為替相場については当行の計算実行時の相場を適用するものとします。

(5)(1)により相殺する場合において借入金の期限前弁済等の手続について別の定めがあるときには、その定めによるものとします。ただし、借入金の期限前弁済等について当行の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺することができるものとします。

第14条(通知等)

届出のあった氏名、住所にあてて当行が通知または送付書類を発送した場合には、延着しまたは到達しなかったときでも通常到達すべき時に到達したものとみなします。

第15条(長期末利用口座の取扱い)

最終取引日以降、払出可能の状態であるにもかかわらず10年以上異動のない預金については、通知をせずに取引に一定の制限を行う場合があります。

第16条(規定の変更等)

(1)この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当行ウェブサイトへの掲載による公表その他相当の方法で公表することにより、変更できるものとします。

(2)前項の変更は、公表の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

第17条(適用法令等)

(1)この預金には、日本における外国為替等に関する法令が適用されます。

(2)この預金に関して訴訟の必要を生じた場合には、当行本店または当店の所在地を管轄する裁判所を管轄裁判所とします。

以上

(2024年3月11日現在)